

お知らせ

○飲食店等に消火器具の設置義務化について

平成28年12月22日に発生しました糸魚川大規模火災を踏まえ、消防法施行令が改正され、令和元年10月1日より、飲食店等に消火器具が設置義務化となりました。

詳細は、総務省消防庁ホームページを参照ください。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/300328_yo246.pdf

○消火器点検アプリの本格運用について

飲食店等の消火器具の設置義務化に伴い、消火器具の維持管理も必要となり、点検結果を消防署へ報告しなければなりません。

下記の URL からアプリをダウンロードし、報告することも可能です。

詳細は、総務省消防庁ホームページを参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/yh01.pdf>

